



熊本県公報

第12020号

平成23年6月21日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県行政文書等管理委員会規則告示	（県政情報文書課）	1
○生活保護法の規定による医療機関の指定	（社会福祉課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の指定	(〃)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の変更	(〃)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	(〃)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の休止	(〃)	4
○指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者支援課）	4
公 告		
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（建築課）	4
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	4
○土地改良区の定款変更認可	（農村計画課）	5
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（建築課）	5
○農業振興地域の区域の変更	（農地・農業振興課）	5
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（商工振興金融課）	5
○土地改良区役員の退任の公告	（農村計画課）	6
○熊本県病院事業業務状況の公表	（障がい者支援課）	6
○団体営土地改良事業の工事完了公告	（農村計画課）	15
登 載 依 頼		
○熊本県環境審議会水保全部会の開催	（熊本県環境審議会）	16
○東日本大震災に対処するための熊本県企業局職員就業規程の 特例に関する規程	（企業局総務経営課）	16

規 則

熊本県行政文書等管理委員会規則をここに公布する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第28号

熊本県行政文書等管理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第1号）第34条第8項の規定に基づき、熊本県行政文書等管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(会長)

第2条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(議事)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)
 第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第652号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
大山産婦人科医院	山鹿市山鹿93番地12	平成23年4月1日

熊本県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
本田医院	八代市西松江城町5番地37	平成23年5月1日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
谷村歯科	菊池郡菊陽町武藏ヶ丘2-12-5	平成23年5月1日
りんご歯科なるせ	上益城郡甲佐町大字岩下字東園65番1	平成23年5月9日

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 相良	球磨郡相良村川辺 1764 番地	平成 23 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション 福進	宇城市松橋町松山 3567 番地	平成 23 年 5 月 9 日

熊本県告示第 654 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 23 年 6 月 21 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
山鹿市民医療センター	名 称		平成 23 年 4 月 1 日
	山鹿市立病院	山鹿市民医療センター	
宮島医院	開 設 者		平成 23 年 2 月 2 4 日
	医療法人伸和会宮島医 院	医療法人伸和会	

熊本県告示第 655 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 23 年 6 月 21 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
本田医院	八代市西松江城町 5 番地 37	平成 23 年 5 月 1 日

大山産婦人科医院	山鹿市山鹿93番地12	平成23年4月1日
----------	-------------	-----------

熊本県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
あいだ診療所	人吉市下漆田町1538番地4	平成23年5月1日

熊本県告示第657号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
大塚病院 居宅介護支援事業所 つくしんぼ 熊本市植木町豊田605番地1号	医療法人社団元照会	平成23年7月1日

公 告**熊本県公告第322号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小黒松3564番1
471.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市立願寺135番地1
株式会社 かずやハウジング

熊本県公告第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字松ノ木1665番129の一部
500.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市野々島4915番地
園田 加恵子

熊本県公告第324号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事長坂田孝志から平成23年5月18日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年6月13日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷1604番
1,047.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市江津一丁目15番6号
株式会社 横田産業

熊本県公告第326号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により球磨村の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農業振興地域名
球磨農業振興地域
- 2 範囲
球磨村大字渡、三ヶ浦、一勝地、神瀬及び大瀬の一部（別図に定める範囲）
- 3 規模

新	3,756ヘクタール
旧	3,693ヘクタール

 (別図省略)
- 4 区域の変更を必要とする理由
自然的経済的社會的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当と認められるため、農業振興地域を拡大する。
- 5 関係図面
熊本県農林水産部經營局農地・農業振興課及び球磨村産業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第327号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該届出は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第1項の規定による第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係るものである。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
やつしろショッピングセンター
八代市本町三丁目1番2号
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
駐輪場No.1 建物北側 収容台数 38台	駐輪場No.1 建物西側 収容台数 38台
駐輪場No.2 建物南側 収容台数 20台	駐輪場No.2 (変更なし) 建物南側 収容台数 20台

	駐車場No.3 建物西側 収容台数 14台
合計収容台数 58台	合計収容台数 72台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
荷さばき施設No.1 建物北側 62平方メートル	荷さばき施設No.1 (変更なし) 建物北側 62平方メートル
	荷さばき施設No.2 建物西側 28平方メートル
合計面積 62平方メートル	合計面積 90平方メートル

- (2) 大規模小売店舗施設の運営方法に関する事項
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 施設No.1 変更前：午前6時から午後10時まで 変更後：24時間
 施設No.2 24時間
- 3 変更する年月日
 平成23年6月3日
- 4 届出年月日
 平成23年6月2日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部
 総務振興課
 (2) 縦覧期間
 平成23年6月21日から平成23年10月21日まで

熊本県公告第328号

宇土市に事務所を置く花園土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
 平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	那須 稔	宇土市岩古曾町259番地

熊本県公告第329号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成22年度下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。
 平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

平成 22 年度 下期

熊本県病院事業
業務状況説明書

熊本県病院局

熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成22年度下期（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）における業務の状況は次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

常勤医師の不足のため、新規外来患者の受診を一部抑制するとともに、200床中50床を休止している。

このような状況の中、今期の外来患者は、延人数13,257人、1日平均92.1人で、前年度同期と比較すると、延人数では84人、1日平均では0.5人の減となっている。

また、入院患者は、延人数21,521人、1日平均118.2人、病床利用率^{*1}78.8%で、前年度同期と比較すると、延人数では834人、1日平均では4.5人、病床利用率では3.0ポイントの増となっている。

なお、平成21年10月、平成23年1月以降と新規外来患者の受診抑制を段階的に解除しており、今期の新規外来患者数は136人で平成22年度上期の129人から更に増加しており、病床利用率の増につながった。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延人數	2,185	2,342	2,242	2,044	2,088	2,356	13,257
1日平均	87.4	97.6	97.5	88.9	90.8	90.6	92.1

② 入院患者の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定床	150	150	150	150	150	150	
延人數	3,568	3,419	3,518	3,772	3,498	3,746	21,521
1日平均	115.1	114.0	113.5	121.7	124.9	120.8	118.2
利用率	76.7%	76.0%	75.7%	81.1%	83.3%	80.6%	78.8%

③ 入退院調

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院者数	26	25	26	31	29	24	161
退院者数	25	33	23	20	29	33	163
月末患者数	118	110	113	124	124	115	

*1 病床利用率の算定にあたっては、平成20年4月以降、稼働病床150床を基礎としている。

④ 外来患者病名別調（延人数）

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		1,115	1,111	1,117	1,050	1,066	1,260	6,719
そううつ病		530	537	517	464	513	543	3,104
脳器質性 認知症	アルツ型	12	12	10	6	9	9	58
	脳血管性	6	6	6	10	4	10	42
	その他	1	3	2		2	2	10
	その他	18	28	33	28	33	37	177
依存症	アルコール	47	61	54	45	51	40	298
	覚醒剤	12	17	14	12	8	13	76
	その他	9	6	11	7	6	9	48
その他の精神病		174	188	196	161	141	180	1,040
精神遅滞		4	4	3		3	3	17
人格障害		15	20	13	18	17	15	98
神経症		171	191	186	181	175	178	1,082
てんかん		24	16	24	25	16	17	122
その他		47	142	56	37	44	40	366
合計		2,185	2,342	2,242	2,044	2,088	2,356	13,257

※延人数……患者それぞれの外来通院日数の合計

⑤ 入院患者病名別調（延人数）

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		2,648	2,470	2,565	2,709	2,518	2,786	15,696
そううつ病		306	258	316	331	328	281	1,820
脳器質性 認知症	アルツ型							
	脳血管性							
	その他							
	その他	65	63	31	31	28	31	249
依存症	アルコール	177	204	212	230	204	246	1,273
	覚醒剤	31	51	37	31	28	41	219
	その他	31	30	47	62	56	52	278
その他の精神病		137	174	190	207	186	179	1,073
精神遅滞								
人格障害		20	30	8		9	3	70
神経症		103	98	81	140	113	123	658
てんかん								
その他		50	41	31	31	28	4	185
合計		3,568	3,419	3,518	3,772	3,498	3,746	21,521

※延人数……患者それぞれの入院日数の合計

(3) 職員の状況

(単位：人)

職種別	H22.3.31現在 ^{*1}	H23.3.31現在 ^{*1}
医 師	5	5
医療技術職員	10	9
看護師	57	53
准看護師	1	1
事務職員	16	14
技能労務職員	2	2
計	91	84

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）

(単位：円)

医業収益	387,624,201	
医業費用	824,347,525	
当期営業損失		436,723,324
医業外収益	379,591,284	
医業外費用	53,027,067	
当期経常損失		110,159,107

^{*1} 特別職である事業管理者1名を除く。

(2) 平成 22 年度決算の状況

① 損 益 計 算 書

(単位 : 円)

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

1 医業収益				
(1) 入院収益	619,161,874			
(2) 外来収益	158,896,145			
(3) その他医業収益	<u>2,815,950</u>			
		780,873,969		
2 医業費用				
(1) 給与費	924,967,462			
(2) 材料費	68,059,333			
(3) 経費	243,575,034			
(4) 減価償却費	143,418,627			
(5) 資産減耗費	2,024,672			
(6) 研究研修費	<u>3,584,024</u>		<u>1,385,629,152</u>	
営業損失				604,755,183
3 医業外収益				
(1) 受取利息	6,864,878			
(2) 一般会計負担金	749,253,000			
(3) その他医業外収益	<u>4,945,127</u>		761,063,005	
4 医業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	107,317,563			
(2) 雑損失	<u>0</u>		<u>107,317,563</u>	<u>653,745,442</u>
経常利益				48,990,259
5 特別利益				
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>		<u>0</u>	
6 特別損失				
(1) 過年度損益修正損	<u>0</u>		<u>0</u>	<u>0</u>
当年度純利益				48,990,259
前年度繰越欠損金				866,758,692
当年度未処理欠損金				<u>817,768,433</u>

(2) 貸借対照表

(平成23年3月31日)

(単位:円)

資 产 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地	283,278,583
ロ 建物	4,955,533,747
減価償却累計額	1,572,588,557
ハ 構築物	522,230,400
減価償却累計額	300,944,734
二 器械備品	364,760,996
減価償却累計額	281,736,214
ホ 車輌	18,043,050
減価償却累計額	15,813,272
ヘ 建設仮勘定	0
有形固定資産合計	3,972,763,999
(2) 無形固定資産	
イ 電話加入権	240,832
無形固定資産合計	240,832
固定資産合計	3,973,004,831

2 流動資産

(1) 現金預金

(2) 未収金	2,126,264,649
(3) 貯蔵品	126,853,924
(4) その他流動資産	5,247,108
流動資産合計	0
資産合計	2,258,365,681
	6,231,370,512

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 退職給与引当金	218,166,909
(2) 修繕引当金	94,017,040
固定負債合計	312,183,949

4 流動負債

(1) 未払金	74,561,659
(2) 預り金	6,021,888
(3) その他流動負債	0
流動負債合計	80,583,547
負債合計	392,767,496

資 本 の 部

5 資本金

(1) 自己資本金	2,089,986,924
(2) 借入資本金	
イ 企業債	3,529,638,387
借入資本金合計	3,529,638,387
資本金合計	5,619,625,311

6 剰余金

(1) 資本剰余金	
イ 受贈財産評価額	155,049,830
ロ 補助金	384,417,000
ハ その他資本剰余金	325,260,000
資本剰余金合計	864,726,830
(2) 利益剰余金	
イ 減債積立金	172,019,308
ロ 当年度未処理欠損金	817,768,433
利益剰余金合計	△645,749,125
剰余金合計	218,977,705
資本合計	5,838,603,016
負債資本合計	6,231,370,512

(3) 剰余金計算書

(単位:円)

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減債積立金

1 前年度末残高	172,019,308
2 前年度繰入額	0
3 当年度処分額	0
4 当年度末残高	172,019,308

II 利益積立金

1 前年度末残高	0
2 前年度繰入額	0
3 当年度処分額	0
4 当年度末残高	0
積立金合計	172,019,308

III 欠損金

1 前年度未処理欠損金	866,758,692
2 前年度欠損金処理額	
(1) 利益積立金繰入額	0
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0
(3) 資本剰余金繰入額	0
繰越欠損金年度末残高	866,758,692
3 当年度純利益	48,990,259
当年度未処理欠損金	817,768,433

資 本 剰 余 金 の 部

I 受贈財産評価額

1 前年度末残高	155,049,830
2 前年度処分額	0
3 当年度発生額	0
4 当年度処分額	0
5 当年度末残高	155,049,830

II 補助金

1 前年度末残高	384,417,000
2 前年度処分額	0
3 当年度発生額	0
4 当年度処分額	0
5 当年度末残高	384,417,000

III その他資本剰余金	
1 前年度末残高	165,672,000
2 前年度処分額	0
3 当年度発生額	159,588,000
4 当年度処分額	0
5 当年度末残高	325,260,000
翌年度繰越資本剰余金	
	864,726,830

(4) 欠損金処理計算書

(単位:円)

1 当年度未処理欠損金	817,768,433
2 欠損金処理額	
(1) 利益積立金繰入額	0
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0
(3) 資本剰余金繰入額	0
3 翌年度繰越欠損金	817,768,433

3 平成23年度の経営方針

県立病院としての使命及び役割を果たしながら、医業費用の削減に取り組むとともに、医業収益の確保のために、病床利用率の向上等を目指し、全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに努める。

また、限られた人材で医療の質を確保し向上させていくため、職員のスキルアップとチーム医療を徹底するとともに、医療の安全管理に努めながら、患者様の権利を擁護し、患者様との相互協力による質の高い医療を実現する。

4 平成23年度当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	150床		
入院患者	48,678人	(1日平均)	133人)
外来患者	32,450人	(1日平均)	110人)

注) 平成20年4月1日から200床中50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位:千円)

病院事業収益	1,612,145	医業収益	864,404
		医業外収益	747,741
病院事業費用	1,601,277	医業費用	1,498,939
		医業外費用	102,288
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位:千円)

資本的収入	0	一般会計負担金	0
資本的支出	198,127	建設改良費	19,519

熊本県公告第330号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成23年6月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用用排水施設	宮山（西原村）	平成22年1月6日	平成23年3月10日	西原村

登載依頼

熊本県環境審議会水保全部会公告第 2 号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 23 年 6 月 21 日

熊本県環境審議会水保全部会
部会長

嶋田 純

1 開催日時

平成 23 年 6 月 29 日（水）

午後 2 時から 4 時 30 分まで

2 開催場所

熊本市水前寺公園 28 番 51 号

ホテル熊本テルサ「りんどう・つばき」

3 議題

熊本県地下水保全条例の改正について

4 傍聴者の定員

10 名

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県環境審議会水保全部会事務局

(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課地下水企画班)

(電話 096-333-2272)

熊本県公営企業管理規程第 13 号

東日本大震災に対処するための熊本県企業局職員就業規程の特例に関する規程を次のように定める。

平成 23 年 6 月 21 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

東日本大震災に対処するための熊本県企業局職員就業規程の特例に関する規程

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における熊本県企業局職員就業規程（昭和 38 年熊本県電気事業管理規程第 6 号）第 13 条及び第 22 条第 1 項の規定の適用については、第 13 条の表 4 の項中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5 日」とあるのは「5 日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、（1）に掲げる活動を行う場合にあっては、7 日）」と、第 22 条第 1 項中「別表第 4」とあるのは「別表第 4（東日本大震災に対処するための熊本県企業局職員就業規程の特例に関する規程の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、平成 23 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。